平成２１年（フ）第２０１号
山口県宇部市大字際波244番地128、前住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３
債務者　稲垣久美子（旧姓米野）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９０４号
仙台市青葉区菊田町１番２号　浜田ハイツＡ棟205
債務者　熊谷　清美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０５号
宮城県塩竈市藤倉１丁目５番12号　藤山荘Ａ103号
債務者　文屋與四夫
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０６号
仙台市宮城野区幸町２丁目９番42号　サンシャイン幸町102
債務者　鹿野　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０８号
仙台市青葉区小松島１丁目３番11号　ピース６小松島202
債務者　赤間　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１１号
仙台市太白区人来田１丁目15番15号
債務者　渡邊　　一
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
石川県白山市道法寺町ホ71番地
債務者　宮本たまき
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
長野県塩尻市大字宗賀2295番地２
債務者　古畑　佳祐
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２３７号
滋賀県蒲生郡安土町大字常楽寺1045番地４
債務者　中村　嘉孝
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６０号
滋賀県東近江市宮荘町952番地４
債務者　加藤　雅代
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６４号
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬678番地６
債務者　関　　春幸
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２７６号
滋賀県東近江市今町240番地２
債務者　福永　全佑
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２８３号
滋賀県彦根市大藪町2494番地１
債務者　川森　一美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２８６号
滋賀県東近江市五個荘中町185番地18
債務者　小田　夕子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２８８号
滋賀県近江八幡市大森町34番地10
債務者　若松　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４１１号
神戸市北区鈴蘭台東町９丁目14番５―103号
債務者　菊地　京子（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７８号
神戸市垂水区霞ヶ丘２丁目６番13号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘６丁目４番21―102号
債務者　平井　昭二
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１３号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目17番地の２、従前の住所兵庫県三木市口吉川町里脇79番地の３
債務者　松盛　照久
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部